

令和5年度環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人統計センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和5年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の令和5年度における調達の目標

令和5年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

情報用紙 （コピー用紙、フォーム用紙、インクジェット カラープリンター用塗工紙） 印刷用紙 （塗工されていない印刷用紙、塗 工されている印刷用紙） 衛生用紙 （トイレトペーパー、ティッシュペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	----------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	----------------------------------

印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（棒） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スリットケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット	
--	--

OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4. 画像機器等

コピー機等 （コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機） プリンタ等 （プリンタ、プリンタ複合機） ファクシミリ スキャナ プロジェクタ カートリッジ等 （トナーカートリッジ、インクカートリッジ）	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借契約を締結し、継続使用する機器を除く。）については、調達目標は100%とする。
---	---

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借契約を締結し、継続使用する機器を除く。）については、調達目標は100%とする。
--	---

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借契約を締結し、継続使用する機器を除く。）については、調達目標は100%とする。
---	---

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借契約を締結し、継続使用する機器を除く。）については、調達目標は 100%とする。
------------------------	--

8. 家電製品

電気冷蔵庫等 （電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫） テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借契約を締結し、継続使用する機器を除く。）については、調達目標は 100%とする。 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫においては、可能な限り「基準値 1」による調達を目標とする。
---	--

9. エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借契約を締結し、継続使用する機器を除く。）については、調達目標は 100%とする。 ※エアコンディショナー（業務用のみ）においては、可能な限り「基準値 1」による調達を目標とする。
--	--

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借契約を締結し、継続使用する機器を除く。）については、調達目標は 100%とする。
--	--

11. 照明

照明器具 （LED 照明器具、LED を光源とした内照式表示灯） ランプ （電球型 LED ランプ）	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借契約を締結し、継続使用する機器を除く。）については、調達目標は 100%とする。 ※LED照明器具（投光器、防犯灯を除く）においては、可能な限り「基準値 1」による調達を目標とする。
---	--

12. 自動車等

自動車 (乗用車、小型バス、小型貨物車、 バス等、トラック等、トラクタ) 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借 契約を締結し、継続使用する車両を除く。） については、調達目標は 100%とする。 ※自動車においては、可能な限り「基準値 1」 による調達を目標とする。
---	--

13. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

14. 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。 ただし、消防・防災活動服を除く。なお、ポ リエステル繊維を使用した製品の調達の際 は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに、 再生ポリエステルができる限り多く使用さ れている製品を選択する。
----------------------	---

15. インテリア・寝装寝具

カーテン等 (カーテン、布製ブラインド、金属製ブラ インド) カーペット (タフテッドカーペット、タイルカーペッ ト、織じゅうたん、ニードルパンチカーペッ ト) 毛布等 (毛布、ふとん) ベッド (ベッドフレーム、マットレス)	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借 契約を締結し、継続使用する物品を除く。） については、調達目標は 100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調 達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、 さらに、再生ポリエステルができる限り多く 使用されている製品を選択する。
---	---

16. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

17. その他繊維製品

テント・シート類 （集会用テント、ブルーシート） 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借契約を締結し、継続使用する物品を除く。）については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

18. 設備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 テレワーク用ライセンス	調達の予定はない。
節水機器 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム Web会議システム	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

19. 災害備蓄用品

19-1 飲料水

災害備蓄用飲料水	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----------------	-------------------------------------

19-2 食料

アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食 フリーズドライ食品	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	-------------------------------------

19-3 生活用品・資材等

毛布 作業手袋 テント	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------------------	-------------------------------------

ブルーシート 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	
---	--

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21. 役務

省エネルギー診断 食堂 自動車専用タイヤ更生 蛍光灯機能提供業務 小売業務	調達の手配はない。
印刷 自動車整備 庁舎管理等 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫駆除 輸配送 旅客輸送 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

22. ごみ袋等

調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。

Ⅱ. 特定調達物品等以外の令和５年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- １．腕章を調達する場合には、制服・作業服・帽の調達目標に準じて調達する。
- ２．上記のほか環境物品の選択に当たっては、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。また、ＯＡ機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

Ⅲ. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- １．独立行政法人統計センター内にグリーン調達のための推進会議を設ける。
(体制概要は、別紙のとおり)
- ２．本調達方針は、すべての部署を対象とする。
- ３．調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
- ４．物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
- ５．機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- ６．調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- ７．紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成１８年２月１５日）」に準拠して行うよう努める。また、木材事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うよう努める。
- ８．物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入やバイオマス等の代替自動車燃料の利用を推進するよう働きかけるとともに、物品等の納入に際しては、簡易な包装又は梱包に努め、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- ９．事業者の選定に当たっては、その規模に応じて ISO14001 若しくはエコアクション２１（環境活動評価プログラム）等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
- １０．調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
- １１．本調達方針に基づく調達担当窓口は、財務課調達係とする。

独立行政法人統計センターグリーン調達推進体制概要図

